

三次市繁殖和牛改良増進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、生産性の高い畜産経営を確立するため、育種価の高い優秀な「みよし和牛」のブランド化を目的として、畜産農家が行う三次市繁殖和牛改良増進事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 繁殖雌牛導入事業（以下「導入事業」という。）
- (2) 受精卵移植事業（以下「移植事業」という。）
- (3) 繁殖雌牛保留事業（以下「保留事業」という。）
- (4) ゲノム育種価検査事業（以下「検査事業」という。）

2 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 導入事業 優秀繁殖雌牛の購入代
- (2) 移植事業 優秀受精卵移植の受精卵代及び移植技術料
- (3) 保留事業 優秀繁殖雌牛保留の飼養管理代
- (4) 検査事業 保留事業対象牛のゲノム育種価検査費用

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に居住する個人又は市内に事業所が所在する法人であって、市内で肉用牛又は乳用牛を飼育している者（これから飼育しようとする者を含む。）であること。
- (2) 個人経営者にあっては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (3) 法人にあっては、三次市繁殖和牛改良増進事業の実施前において肉用牛及び乳用牛の飼養合計頭数が300頭以内であり、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。

(4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき、家畜排せつ物の管理が遵守されていること。

（補助金額）

第4条 補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 導入事業 優秀繁殖雌牛の購入価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内とする。ただし、20万円を上限とし、国、県等から同様の補助事業で交付される補助金を受けた場合は、10万円を上限とする。
- (2) 移植事業 1回の優秀受精卵移植に対し、2万円を上限とする。ただし、1頭当たり2回を限度とする。
- (3) 保留事業 優秀繁殖雌牛1頭の保留に対し、10万円を上限とし、国、県等から同様の補助事業で交付される補助金を受けた場合は、5万円を上限とする。ただし、1回限りとする。
- (4) 検査事業 保留事業対象牛1頭のゲノム育種価検査に対し、1万円以内とする。ただし、1回限りとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業ごとに、三次市繁殖和牛改良増進事業（導入事業）補助金交付申請書（様式第1号）、三次市繁殖和牛改良増進事業（移植事業）補助金交付申請書（様式第2号）又は三次市繁殖和牛改良増進事業（保留事業・検査事業）補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付等）

第6条 市長は、前条の申請内容を審査のうえ、適當と認めたときは、申請者に対して三次市繁殖和牛改良増進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 補助金の交付は、前項の通知後に申請者から提出される三次市繁殖和牛改良増進事業補助金交付請求書（様式第5号）により交付するものとする。

（補助金の交付要件及び遵守事項）

第7条 補助金の交付要件及び遵守事項は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市繁殖和牛改良増進事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和6年3月27日告示第99号）

この告示は、令和6年3月30日から施行する。

別表（第7条関係）

事業区分	交付要件	遵守事項
導入事業	導入牛の月齢は、14箇月未満の子牛とし、管内の和牛改良組合等が推奨する牛とする。	原則として、導入後5年間は、継続して飼養すること。ただし、特別な事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
移植事業	受精卵移植は、管内の和牛改良組合等が推奨するものとする。	産子が雌の場合は、可能な限り市内に保留すること。
保留事業	自家保留牛の月齢は、12箇月未満とし、次のいずれかの産子とする。 1 導入事業により導入した牛の産子 2 移植事業により産出した牛 3 管内の和牛改良組合等が推奨する牛	原則として、保留後5年間は、継続して飼養すること。ただし、特別な事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
検査事業	対象牛は、保留事業により保留する牛	